

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ



平成28年度 保険料額決定通知書等の送付について

平成28年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。

保険料の納め方については、通知書の『期別保険料額』をご覧ください。

- 特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の年金から差し引かれます。
- 普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

問合せ ▶ 大分県後期高齢者医療広域連合 税務課 市民税係
☎:097-534-1771
☎:0978-72-5156

新しい保険証の送付について

平成28年8月以降ご使用いただく保険証を7月中旬にお送りします。

- 新しい保険証は桃色です。書留郵便にてお送りします。8月以降は、新しい保険証をご使用ください。
- 保険証は上記の保険料額決定通知書とは別に送付します。

平成28年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

住民税非課税世帯で、外来や入院時に自己負担限度額を超えるような場合、減額認定証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となり、入院時の食事代が減額されます。

※現在、減額認定証をお持ちの方で、平成28年度の住民税が非課税世帯に属する方には、7月中旬以降に、新しい減額認定証をお送りしますので、手続きの必要はありません。

【新規】歯科口腔健診のお知らせ

平成28年度より歯科口腔健診を実施します。歯科口腔健診は、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するために行います。口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも必要ですので健診を受けましょう。

対象者：大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳の誕生日を迎える方
(昭和15年4月2日から昭和16年4月1日生まれの方)

検査項目：問診、歯及び入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、歯周病の状況、のみこみ機能の状況

実施期間：平成28年7月から12月まで

実施場所：大分県後期高齢者医療広域連合と契約した歯科医療機関
健診を受診するときは事前予約が必要です。

持参するもの：被保険者証、歯科口腔健診受診券(A4用紙)、問診票

費用：歯科口腔健診にかかる費用は年1回のみ無料です。

※対象者には、6月中に受診券、問診票、実施機関一覧を送付しています。

問合せ ▶ 大分県後期高齢者医療広域連合 市民健康課 国保年金係
☎:097-534-1771
☎:0978-72-5166

子育て・高齢者世帯 リフォーム支援事業

子育て支援型

子どものための改修工事を行う住宅の所有者などに対して、工事にかかる費用の一部を補助します。

- 世帯要件 18歳未満の子どもがいる世帯で、世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満
- 工事要件 子ども部屋等の増築工事や内装改修工事、トイレ・浴室・洗面所の改修工事など子供のために行う工事
- 施工者要件 市内に本店を有する建設業者
- その他要件 補助対象工事費が30万円以上の工事
- 補助金額 補助対象経費の20%以内(上限30万円)

三世帯同居支援型

三世帯が同居するための改修工事を行う住宅の所有者などに対して、工事にかかる費用の一部を補助します。

- 世帯要件 18歳未満の子どもを含む三世帯以上で構成される世帯
- 工事要件 玄関・トイレ・浴室・台所のうち2部位以上を増設する工事、世帯を区切るための間仕切り壁やドアを設置する工事など
- 施工者要件 市内に本店を有する建設業者
- その他要件 昭和56年5月以前建築の木造住宅はリフォーム完了までに耐震性を有すること
- 補助金額 補助対象経費の50%以内(上限75万円)

高齢者バリアフリー型

バリアフリー改修工事を行う住宅の所有者などに対して、工事にかかる費用の一部を補助します。

- 世帯要件 65歳以上の高齢者がいる世帯で、世帯員全員の前年所得総額が350万円未満
- 工事要件 高齢者用の寝室等の増築工事や内装改修工事、床の段差解消、スロープや手すり設置、トイレ・浴室・洗面所の改修工事など
- 施工者要件 市内に本店を有する建設業者
- その他要件 補助対象工事費が30万円以上の工事
- 補助金額 補助対象経費の20%以内(上限30万円)

※全て事前に申請・審査が必要です。

別途詳細な要件がありますので、詳しくは財政課までお問い合わせください。 問合せ・申込み：財政課財産活用係 電話0978-72-1111

木造住宅耐震診断・耐震改修

アスベスト含有調査

耐震診断

木造住宅の耐震診断をする場合に、その診断にかかる費用の一部を補助します。

- 対象 昭和56年5月31日以前に建てた木造戸建て住宅(2階建て以下)
- 補助金額 経費の2/3以内(上限3万円)
- 募集戸数 10戸(先着順)
- 募集期限 平成29年1月末

耐震改修

耐震診断により、改修が必要になった木造住宅を改修する場合に、その工事にかかる費用の一部を補助します。

- 対象 耐震診断を行ったもので、結果が評点1.0未満のもの
- 補助金額 経費(補強実施設計、工事監理含む)の2/3以内(上限80万円)
- 募集戸数 2戸(先着順)
- 募集期限 平成28年12月末

アスベスト含有調査

吹付建材にアスベストが使用されているおそれのある民間建物について、所有者が含有の有無を調査する費用の一部または全部を補助します。

- 補助金額 かった費用全額(上限25万円)
- 募集戸数 1戸(先着順)
- 募集期限 平成28年12月末

